

西晉諸侯の秩奉

——「初學記」所引「晉故事」の解釋をめぐって——

藤 家 禮 之 助

西晉の田制や税制を論ずる際の基本的史料は、言うまでもなく、晉書食貨志にみられる所謂戸調式の記載であるが、これを補う重要史料として、諸先學によつて屢々引用されて來てゐるものに、初學記卷二十七寶器部綱第九所引「晉故事」がある。周知のものであるが、まずその全文を掲げると、次の如くである。

凡民丁課田夫五十畝收租四斛絹三疋綿三斤凡屬諸侯皆減租穀畝一斗計所減以增諸侯絹戶一疋以其絹爲諸侯秩又分民租戶二斛以爲侯奉其餘租及舊調絹二戶三疋綿三斤書爲公賦九品相通皆輸入於官自如舊制

この文の訓讀と解釋についての私見は、のちに更めて述べることにするが、天野元之助氏も述べておられるごとく、この文の主要なる部分は「凡屬諸侯……」以下の文であり、その前段の「凡民丁課田夫五十畝收租四斛絹三疋綿三斤」は、そのための前文の役割を果しているものと思われる。つまりこの「晉故事」の逸文は、諸侯の秩奉の徵收方法について述べようとしたものであり、晉書食貨志の所謂戸調式の記載を補うものとして、屢々引用されて來た冒頭の部分（凡民丁課田夫五十畝收租四斛絹三疋綿三斤）は、そのために必要と考えられた前提部分であるに過ぎないのであつて、これを正確に理解するためにも、どうしても「凡屬諸侯……」以下の主文の正確なる把握が不可欠であると考えられる。ところがこの主文の部分についての解釋が從來ややもすれば第二義的に扱われて來たものようであり、また若干のこの

主文に關して述べられた諸先學の見解については、遺憾ながら納得のいきかねる點が多い。

「西晉諸侯の秩奉」と題して、「初學記」所引「晉故事」の解釋を試みてみる所以である。

まず文中に見える「諸侯」であるが、周知のように、西晉には五等爵の制度が存在している。晉書卷十四地理志上に
晉文帝爲文王、命裴秀等、建立五等之制。

とあり、また三國志魏書卷四陳留王紀に

(咸熙元年) 夏五月庚申、相國晉王秦復五等爵。

と記しているのがそれで、魏晉禪讓の直前の年である咸熙元年(264)に秦建された、この制度は、實際上は専ら西晉時代に行なわれたものである。ところで「諸侯」という語には、同姓たる封王や、五等諸侯のうちの公侯のみを意味する場合もあるが、ここでは最も一般的な用法として、五等諸侯の總稱の意義で用いられていると解しておくのが自然であろう。但し、諸侯のうちには、封邑は與えられずに爵の名稱のみ與えられたものもあったが、この「晉故事」逸文に見える「諸侯」は、開國の(すなわち實際の封邑を與えられた)公侯などの五等諸侯の謂であつて、それら「諸侯」の秩奉の徵收方法について述べたものが、この「晉故事」逸文であると考えられよう。

なお、これら諸侯の品秩は、通典卷三十七職官十九の「晉官品」によると、「開國郡公縣公爵」が第一品であり、「開國縣侯伯子男爵」は第二品とされている。

次に、諸侯に與えられた封邑と、その秩奉額との關係についてであるが、名目上彼らに與えられた封戸と、實際に彼らが食んだ封戸との割合を示唆する、いくつかの史料が見出される。そのうち、まず三つの史料を併記すると次のごとくである。

① 晉江左諸國、竝三分食^レ一。元帝太興元年、始制^ニ九分食^一。(宋書 卷四十 百官志下)

② 太康元年、平^レ吳。……而江左諸國、竝三分食^レ一。元帝渡^レ江、太興元年、始制^ニ九分食^一。(晉書 卷十四 地理志上)

③ 諸侯並三分食^レ一。東晉元帝、太興元年、始置^ニ九分食^一。(通典 卷三十一 職官十三 歷代王侯封爵の項)

これらの史料は略々同様の趣旨を述べたものであるが、しかし史料③と史料①、②との間には重要な相違点がある。すなわち史料③によれば、「諸侯は並三分して一を食む。」とあるところから、東晉元帝の太興元年(318)以前、つまり西晉時においては、すべての諸侯が「三分食一」であつたと解されるが、史料①、②では、江左の諸國がみな「三分食一」であつたと記されている點である。

どちらを取るかによつて今後の推論に大きな違いが生れて來るが、この場合はやはりその編纂年代の古さから考えても、また史料①、②の一致から推しても、こちらの方の記載をとるべきであろう。つまり通典の記載は、宋書百官志と晉書地理志の記載によつて、「江左」の二字を補つて解するべきであると考え。

さて、この「江左諸國」であるが、これは勿論東晉時代の諸國ではなく、(太興元年以前の)西晉時代の江左の諸國であると解すべきである。然りとすれば、西晉時代に江左以外の諸國では別の割合(「三分食一」以外の割合)が定められていたのだが、江左においては例外的に「三分食一」の制を定めていたものであり、東晉朝が起り、江左を主たる範圍とするに及んで、この地の割合を「九分食一」に改訂した、と解されよう。

西晉時代に、江左においてのみ例外的な制度が適用されていたというのは、言うまでもなく、この地域が太康元年(280)の平吳の結果、初めて西晉の範圍に入つた特別行政地帯であつたためである。この點については、例えば通典卷一百一 禮六十一 周喪察舉議に

毘陵内史論^ニ江南貢舉事^一。江表初附、末^下與^ニ華夏^一同^上。貢土之宜、與^ニ中國^一濈異。

とあるのを見ても、初めて西晉王朝に附した江南においては、中原とは異った法の行なわれていたことが伺われよう。

さて、それでは西晉時代、江左以外の諸國では、どのような割合の食邑の制が行なわれていたのか、ということであるが、この點を明確に斷定し得る史料は残念ながら檢出されない。しかし、東晉王朝創建當初（太興元年）元帝が「始めて九分食一を制した」（これは江左においては「始めて」と解されよう）ことから考えて、「九分食一」であつたと考え得るのではあるまいか。つまり本土の制を江左に持込んだものであると考えたい。

なお、この點に關して、晉書卷三十三、鄭沖傳に載せられた泰始六年（270）の詔を檢討してみる必要がある。今、その一部を掲げると

泰始六年詔曰、……太傅壽光公鄭沖、太保朗陵公何曾、太尉臨淮公荀顗、各尚德依仁、明允篤誠、翼亮先皇、光濟帝業。故司空博陵元公王沉、衛將軍鉅平侯羊祜、才兼文武、忠肅居正、朕甚嘉之。……其爲壽光・朗陵・臨淮・博陵・鉅平國、置郎中令。假夫人世子印綬、食本秩三分之一。皆如郡公侯。

（〔前略〕……其れ壽光・朗陵・臨淮・博陵・鉅平國に（爲₁於₂）、郎中令を置かん。夫人世子に印綬を假し、本秩の三分の一を食ましめん。皆郡公侯の如くせん。）

とあるものである。ここに見えている「郎中令」とは、晉書卷二十四職官志の「王」の條に

有₁郎中令・中尉・大農。爲₂三卿。

とあるように、本來は王國に置かれるべきものであつた。通典卷三十一職官十三、歷代王侯封爵の項の「王國」の條にも、略々同様の記載が見られるのであるが、通典ではその下文に「公侯以下國、官屬遞減。」と記し、これに註を加えて晉書曰、詔、以₁壽光公鄭沖、及朗陵公何曾國、皆置₂郎中令。

と記している。この記載を併せ見れば一層明らかなように、泰始六年の詔の意圖するところの第一のものは、鄭沖以下五名の創業の老臣の國に（縣公侯たる彼らの國に——後述——）、郎中令を置くことを特に認めようとしたことと解されよ

う。

ところで、この詔の後段の「食本秩三分之一」を以て鄭沖以下の五公侯に食ましめたものと考え、諸侯の食邑の制が「三分食一」であったと考える根據の一つとされる見解があるが、どうであろうか。^④ここは、鄭沖らの夫人世子に印綬を假し、彼ら（鄭沖ら）の受くべき本来の秩奉の三分の一にあたる額をその夫人世子に食ましめようとしたものと理解すべきであろう。「本戸の三分の一」ではなく、「本秩の三分の一」と記されている點に注目すべきである。

なお末尾の「皆如郡公侯」であるが、壽光・朗陵・臨淮・鉅平の四つはともに「縣」であり（臨淮はのち郡になっているが泰始中はまだ縣である。——晉書地理志——）、博陵のみ縣ではないが、晉書卷三十九王沉傳に

……封博陵郡公、固讓不受。乃進爵爲縣公、邑千八百戶。

とあるのを見れば明らかのように、鄭沖ら五名はすべてこの時點（泰始六年）では縣公侯であった（但し王沉はすでに泰始二年に薨じ、庶子であった浚が嗣いでいる）。これら縣公侯たる鄭沖らに對し、「郡公侯の如き」待遇を與えようというのが、この詔の末尾の一句の意味するところであらう（前述の王沉は送葬の際郡公の扱いを受けたと晉書王沉傳にある^⑤）。つまり、郎中令の件にしても、夫人世子に本秩の三分の一を食ましめる件にしても、また郡公侯待遇の問題にしても、すべて創業の功臣を報償するための特例措置であつたわけである。

さて、以上のように考える私は、江左以外の本土においても「三分食一」の制が行なわれていたとする見解には與し難いのであるが、それとは別に「十分食一」の制があつたことを示す史料が見出される。

晉書卷三武帝紀、泰始二年二月の條に、

詔曰、五等之封、皆錄舊勳。本爲縣侯者、傳封次子、爲亭侯。爲鄉侯爲關内侯。亭侯爲關中侯。皆食本戸十分之一。

（詔して曰く、五等の封は皆舊勳を録す。本縣侯爲る者は、封を次子に傳へ、亭侯と爲さん。鄉侯爲るは關内侯と爲さん。亭侯は關中侯と爲さん。皆本戸の十分の一を食ましめん、と。）

とあるのがそれで、これは西晉初期に、「十分食一」の制が行われていたことを示す明瞭な史料といふべきであろう。ただ、ここで述べられているのは、亭侯・關内侯・關中侯についてであって、通典卷三十七職官十九秩品二の「晉官品」の項によると、亭侯は第五品、關内侯は第六品であり、關中侯は記載されていないが、恐らく第七品であろうと想像される。つまり、すべて秩品の低いものである。

そこで私は、先に述べた「九分食一」の制と、この「十分食一」の制の存在とを考えあわせ、品秩の高い諸侯と低いものとは、食邑の制の割合に差があったのではないかと考える。それではその差は、品秩のどのあたりに境界線を置いて設けたものであるのか。

五等諸侯のうち、開國公のみは品秩第一であり、他の侯伯子男爵はすべて品秩第二であつたことを先に見たが、このことと、のちに詳述する諸侯の秩奉の計算方法とを考え併せて、この間に境界線を敷き、品秩第一の開國公は「九分食一」、品秩第二以下のものが「十分食一」の制だったのではないかと一應考えておきたい。

次に諸侯の封戸数について見てみると、太平御覽卷一百九十九 封建部二公封の項に魏志を引いて

咸熙元年、相國晉王奏_レ建五等。諸公地方七十五里。邑一千八百戸。置_レ相一人、典祠・典書・典衛・典禮各一人、妾六人、車前司馬十人、旅賁四十人。

とあり、品秩第一の「諸公」の場合、一千八百戸が封戸の標準数であつたことがわかる。先に挙げた晉書王沉傳に

乃進_レ爵爲_レ縣公、邑千八百戸。

とあり、また他にも

武帝踐祚。進_レ爵爲_レ公。食_レ邑一千八百戸。(晉書 卷三十九 荀顗傳)

拜_レ太尉。進_レ爵爲_レ公。食_レ邑千八百戸。(晉書 卷三十三 何曾傳)

などであるのは、このことを裏付ける史料である。

また「諸侯」（開國縣侯）の場合は同じく太平御覽卷一百九十九に魏志を引いて

又咸熙元年、晉王奏建五等。諸侯地七十里。邑千六百戸。官屬同諸公。妾五人、車前司馬八人、既賁三十六人。と記しているように、千六百戸が封戸の標準数であった。晉書卷三十三王祥傳に

五等立。封睢陵侯、邑一千六百戸。

とあるのはその一例である。その他の五等諸侯についても、太平御覽、封建部二の「伯封」「子封」「男封」の項に、それぞれ魏志を引いて

咸熙元年春、晉王奏建五等。伯地方六十里。邑千二百戸。妾四人、車前司馬八人、旅賁二十八人。

咸熙元年、相國晉王奏建五等。諸子地方五十里。邑八百戸。相一人、典詞令・典書丞・典衛丞各一人、妾三人、車前司馬四人、旅賁二十人。

咸熙元年、相國晉王奏建五等。男地方三十五里。邑四百戸。相一人、典祠長、典書丞各一人、妾二人、車前司馬二人、旅賁十二人。又次國男、方二十五里。邑二百戸。

とあるように、封戸の標準数が差等をつけて定められている。^①

さて、そこで、前述の食邑の制（九分食一、及び十分食一の制）と、これらの封戸数とを結びつけて、實際に諸侯の秩奉の源泉となった戸数を想定してみると、品秩第一の「諸公」（縣公）の場合は、千八百戸の九分の一であるから二百戸。「諸侯」（縣侯）は千六百戸の十分の一で百六十戸となろう。同様にして、縣伯は百二十戸、縣子は八十戸云々ということになる（こういう考え方とは別に、一定の租調を全封戸から徴收し、その總計の九分の一、若しくは十分の一を食んだという考え方もできようが、後述するように、初學記所引「晉故事」の内容から類推して、實際の徴收はこのよう

に、封戸の内の特定の「實封戸」ともいふべきものから、諸侯の秩奉に充てらるべき租調を徴収したものと思われる。

次に、これらの二百戸、百六十戸、或いは百二十戸云々という戸數（實封戸）と、初學記所引「晉故事」に示された秩奉の徴收方法とを結びつけて、諸侯の秩奉額を算出してみると、どのような額になるであろうか。

この推論に入っていくために、ここで初學記卷二十七寶器部絹第九所引「晉故事」について、その訓讀と解釋を試みたが、冒頭にも述べたように、この「晉故事」逸文は諸先學によつて屢々引用され、様々な解釋が試みられてきたものである。それらのうちの代表的見解については、舊稿（「西晉の田制と税制」）において採り上げ、雜駁な要約をさせていたが、今、論旨を分明にするために、再び諸説の要約を列擧させていただく。

(一) この史料を初めて引用された吉田虎雄氏は「凡民丁課田、……以爲侯奉」までを課田についての規定と考えられ、課田の田租は五十畝を割り當てられた丁男から粟四斛を徴收するものであるとされた。但し、諸侯の封國內の課田の田租は一畝につき一升（「皆減租穀畝一斗」の一斗は一升の誤字としておられる）を減じ、すなわち丁男からは五斗を減じ、その代りその家の戸調の絹一匹を餘計に取り、その絹を諸侯の奉祿にあて、また（諸侯の封國における課田の）田租の全收入額から一戸當り二斛、すなわち二萬戸の國ならば四萬斛、一萬戸の國ならば二萬斛をわけて、これをも諸侯の奉祿にあてたのであるとされた。「其餘租及舊調……」以下については、これを占田規定であると考えられたが、占田の田租は曹魏時代の畝税四升のままで、（但しそのことはこの文には明記せず）戸調は曹魏の時よりも増して絹三疋・綿三斤とし、この田租・戸調は全部中央政府の收入としたのであらうとされている。^⑤

(二) これに對し西嶋定生氏は、吉田氏の説を誤りであるとされ、「凡民丁課田……」以下が一文、「凡屬諸侯……」以下がまた一文と解し、前者は課田の租調の規定、後者は諸侯の封國內の民の田租・戸調の規定と解しておられる。そして課田五十畝に對し、田租四斛と絹三疋綿三斤が賦課されたと述べておられる。なお「皆減租穀畝一斗」の一斗は、吉田

氏同様、一升の誤りとされたが、これは兩氏らの見解のごとく、課田五十畝につき租四斛ならば畝税八升ということになり、「畝ごとに一斗を減ず」ことは不可能だからであろう。また、「舊調綱二戸三疋」の「二」は衍字、「書爲公賦」の書は盡の誤りではないかと疑っておられる。^⑧

(三) 鈴木俊氏は主として冒頭の「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛、絹三疋、綿三斤。」について検討され、「收租四斛」を、課田五十畝と占田百畝の兩方にかけて理解された。すなわち、占田一戸百畝(男子一人占田七十畝、女子三十畝)の田租は曹操の畝四升の田租を適用すれば四斛となり、「收租四斛」と一致する、とされる。一方、課田の場合は、占田と同じく畝税四升とすれば、丁男夫婦の課田(計七十畝)で二斛八斗の租となり、これでは官田耕作の方が占田に比して餘りにも低過ぎるのを疑われ、「課田者には戸調の負擔がない代りに、租は占田の場合の倍額、すなわち毎畝八升の割合」で徴収したとされ、丁男の課田五十畝に對し「租四斛」であつたと考えられるのである。そして、この晉故事逸文の記載について、最初は(イ)「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛」(ロ)「凡占田百畝、收租四斛、絹三疋、綿三斤」とでもあつたのを、(イ)から「收租四斛」を、(ロ)から「凡占田百畝」を除いて、この二文を、簡単に結びつけてしまったのではあるまいか、と述べておられる。^⑨

(四) 占田制とは形式的な田畝占有權の承認に過ぎず、従つて占田・課田制の實態は、人民に對する督課耕田たる課田制にあるとする唐長孺氏は、課田五十畝を占田規定七十畝の中に含めて理解しておられるが、田租については、この晉故事逸文から、課田五十畝を基礎とした、按、丁徴収の租四斛であつたとしておられる。従つて戸租は(丁女の租を李雄の巴蜀の制のごとく丁男の半ば、すなわち二斛とし、且つ一夫一婦を以て一戸とするなら)六斛となり、「そのうちの二斛を分つて以て侯の奉と爲す(分民租戸二斛以爲侯奉)」のは、三分食一の制(氏は先に引用した、通典卷31職官13歷代王侯封爵の項の「諸侯並三分食一……」の記載によつて、西晉の封國においては、三分食一の制が行なわれていたと考えておられる)と符合すると、述べておられる(但し石勒の制のごとく、按、戸徴収の租が存在したことを示す史料のあること

などから、輕率に斷定することは避けておられるが……。

なお文字については、やはり「斗」を「升」の訛であらうとされ、また「舊調絹二戸三疋、綿三斤」については、甚だ解し難いとしながらも註において、或いはこれは「舊調絹^{符字}(二)戸、二疋、綿二斤」の誤りであらうかと述べておられる。三分食一の制と關連ずけて、綿もまた三斤のうち一斤を食んでいたのではないかと考えられたのであらう。

(五) 越智重明氏は、この逸文をめぐって詳細に論じられたが、氏はまず、占田は私田の耕作、課田は舊屯田地(官田)の耕作という見地に立って、「凡民丁課田……」以下を課田戸に對する規定、「凡屬諸侯……」以下を占田戸のうち諸侯に屬するものに對する規定と考えておられる。その租調は、占田の戸の場合、(私田七十畝として)租 $\parallel$ 粟二斛八斗、調 $\parallel$ 絹三匹綿三斤及び貨産に應じたもの。課田戸の場合は、(一丁男、課田五十畝として)租 $\parallel$ 粟四斛絹三匹綿三斤、戸調 $\parallel$ 絹三匹綿三斤及び貨産に應じたものが課された、とされている。

氏の見解によれば、封戸の出すべき租は(畝當り四升と假定して)「二斛八斗」であるが、そのうち諸侯の秩にあてられるのは、「一升 $\times$ 七〇(畝) $\parallel$ 七斗」(斗は升の誤り)であり、奉に廻されるのは「二斗」(斛は斗の誤り)である。従つて秩・奉の合計は自ら「七斗+二斗 $\parallel$ 九斗」となる。氏は唐氏同様、三分食一の制が行われていたとする見解を採っておられるので、九斗の三倍は二斛七斗であるから、その誤差は(二斛八斗に比し)僅かになる。と述べて、自説の檢證としておられる。

なお氏の計算によれば、千八百戸の縣公の秩奉額は「九斗 $\times$ 一八〇〇」で「一六二〇斛」となる、としておられる。^⑨

今、これら諸先學の高見に一々反論する煩は避けさせていただが、唯、共通してこの逸文中の重要な語句についての訂正が屢々見られることに、些か疑念を抱くものである。すなわち、諸先學のすべてが「皆減租穀畝一斗」の「斗」を「升」と訂され、また「舊調絹二戸三疋」の「二」を衍字とされており、さらに越智氏の場合は「又分民租戸二斛」の「斛」

を「斗」の誤りとされているのであるが、かくの如き改變はいかがなものであろうか。傳承された史料は、能う限り忠實に理解するべく努めるべきであらう。

私見ではこの一文は次のように訓讀するべきであると考え。

凡民丁課田、夫五十畝。收租四斛、絹三疋、綿三斤。凡屬諸侯、皆減租穀畝一斗。計所減、以增諸侯。絹戸一疋、以其絹爲諸侯秩。又分民租戸二斛、以爲侯奉。其餘租及舊調絹^(三之五)二戸三疋、綿三斤、書爲公賦。九品相通、皆輸入於官。自如舊制。

(凡そ民丁は田を課すること、夫ごとに五十畝なり。租四斛、絹三疋、綿三斤を収む。凡そ諸侯に屬するは、皆租穀畝ごとに一斗を減ず。減ずる所を計り、以て諸侯を増す。絹戸ごとに一疋、其の絹を以て諸侯の秩と爲す。又民の租戸ごとに二斛を分ち、以て侯の奉と爲す。其餘の租及び舊調絹三之二疋(二戸三疋は三之、二疋の誤りならん)、綿三斤は、書きて公賦^⑨と爲す。九品相通し、皆官に輸入す。自ら舊制の如し。)

私は冒頭の「凡民丁課田、夫五十畝。收租四斛、絹三疋、綿三斤。」を、課田規定と、占田を基とした税制(租調)の併記であると考えている。

(晉書食貨志の「男子一人占田七十畝、女子三十畝。其外、丁男課田五十畝、……」という條文や、この晉故事逸文の「凡民丁課田……」という記載の仕方などから見て、當時、庶民の間に「課田戸」「占田戸」というような區別はなく、課田規定はすべての丁男女・次丁男を對象として立てられたものであったと考えている。つまり、天下の編戸の民には、占田を基とした税制(租調)のほかに更に徭役地租とも見るべき課田制が負わされていたのであり、兩者は廣義の税役として併用して行われていたものと見ている。詳細については、拙稿「西晉の田制と税制」(史觀第七三冊)を参照されたい。)

すなわち、「凡民丁課田、夫五十畝。」とあるのは、晉書食貨志に

其外、丁男課田五十畝、丁女二十畝、次丁男半之、(次丁女?)女則不課。

と記されているものうち、その主要なる一部を挙げたものであろう(これら課田の佃科は、舊屯田の佃科と同じく「與官中分」を原則としたものと思われる)。^①

次の「収租四斛・絹三疋・綿三斤」は、晉書食貨志に

男子一人占田七十畝、女子三十畝。

とある所謂「占田制」を基とした税制を記したものであると考える。すなわち、一戸百畝(七〇畝+三〇畝=一〇〇畝)の占田^②を基として、按戸徴収の租が四斛、(按戸徴収の)調が絹三疋・綿三斤であったことを示すものであろう。

「(絹三疋・綿三斤)」は、晉書食貨志の戸調式の記載——「丁男之戸、歲輸絹三匹、綿三斤、女及次丁男爲戸者、半輸。」——により、明らかに戸調である。従つてこれと並列された「租四斛」もまた戸租と解されよう。またこの逸文の後半に「分民租戸二斛」とあるのを考えあわせれば、租もまた按戸徴収であったことは一層明らかであらう。前掲の拙稿「西晉の田制と税制」を参照されたい。

初學記所引「晉故事」は、以上のことを前提として、次に「諸侯に屬するもの」について、それらの佃科や租調の一部を諸侯の秩奉にあてるべき次第を述べているものと考えられる。

すなわち、課田から徴される佃科のうち、畝ごとに一斗(丁男女の夫婦二人を單位とした一家ならば、課田は七十畝であるから「一斗×七〇(畝)＝七斛」となる)を減じて諸侯を増し、^③戸調のうち絹一疋はこれを諸侯の秩にあてる。また、(占田百畝を基とした)戸租四斛のうち二斛を分つて諸侯の奉とする、という方式なのである。

そして、殘餘の租(課田から徴される佃科——晉故事ではこれも亦「皆減租穀畝一斗」と「租」と呼んでいる——の残り、戸租の残り二斛)、及び殘餘の舊來の調(絹二疋と綿三斤)はこれを書き出して公賦とし、九品みな一樣に官に輸納する、というのである。「舊調絹二戸三疋、綿三斤」とある部分は、到底このままでは解し難く、この「二戸三疋」は

「三之二疋」の誤りとすべきであつて、「舊來の調である絹三疋のうちの二疋と綿三斤」の意にとるのが最も妥當である
と考える。^⑨

先に、封戸のうち實際上諸侯の秩奉の源泉となつた戸數を割り出して、品秩第一の縣公の場合は二百戸、品秩第二の縣侯の場合は百六十戸、縣伯は百二十戸云々と想定したのであるが、これらの實封戸と、右に見て來た初學記所引「晉故事」に示された諸侯の秩奉の徵收方法とを關連させて、諸侯の秩奉額を算出すると、次の如くなる。

品秩第一の縣公の場合

(夫婦二人を單位とした一戸では)課田七十畝。畝ごとに一斗を減じ、以て諸侯を増すのであるから、一戸あたり七斛。従つて「七斛×二百(戸)＝千四百斛」

(占田百畝を基とした)戸租四斛のうちの二斛。従つて「二斛×二百(戸)＝四百斛」
故に縣公が奉として受けるべき穀の總計は「千四百斛十四百斛＝千八百斛」

また秩は戸ごとに絹一疋であるから「一疋×二百(戸)＝二百疋」となる。

品秩第二の縣侯の場合

「七斛×百六十(戸)＝千二百二十斛」

「二斛×百六十(戸)＝三百二十斛」

故に縣侯の奉は「千二百二十斛＋三百二十斛＝千四百四十斛」

(品秩第二の開國侯以下の秩は、太康二年までは支給されていなかったと考えられるが、これについてはのちに觸れる。)

以上が、筆者の推論による諸侯の秩奉額の計算であるが、晉書卷二十四職官志を見ると

諸公、及開府位從公者、品秩第一、食奉日五斛。太康二年、又給絹春百匹、秋絹二百匹、綵二百斤。とあり、また

特進、品秩第二……。食奉日四斛。太康二年、始賜春服絹五十匹、秋絹百五十匹、綵一百五十斤。とある。

品秩第一の諸公の場合、「食奉日五斛」であるから、年奉は千八百斛であり、先程、初學記所引「晉故事」より推定した額と一致することになる。また品秩第二の場合は「食奉日四斛」であるから、年奉は千四百四十斛となり、これまた前述の開國縣侯の計算と符合するのである。

なお縣伯以下については、これらのものも開國縣侯同様、品秩第二とされているが、秩奉額など實際上の待遇では差等が設けられていたのではあるまいか。通典卷三十七職官十九秩品三を見ると、「陳官品」の項では、郡王が第一品、開國郡・縣公爵が第二品、開國縣侯爵が第三品、開國縣伯爵が第四品、開國縣子爵が第五品、開國縣男爵が第六品となっており、「後魏百官」の項では、開國郡公爵が第一品、（開國縣公爵が従一品）、開國縣侯爵が第二品、開國縣伯爵が第三品、開國縣子爵が第四品、開國縣男爵が第五品とある。「北齊職品」や「隋官品令」の項にも（若干の異同はあるが）略々同様の序例が見え、開國（縣）伯爵が正三品、開國（縣）子爵が正四品、開國（縣）男爵が正五品である。宋・齊・梁などは、秩品の項に五等爵の記載がないが、卷三十一職官十三歷代王侯封爵の項を見ると、「梁封爵亦如晉宋之制」とあって、その下文に

五等諸公、位視三公、班次之。開國諸侯、位視孤卿重號將軍・光祿大夫、班次之。開國諸伯、位視九卿、班次之。開國諸子、位視二千石、班次之。開國諸男、位視比二千石、班次之。

とあるところを見れば、やはり五等爵の間に班位の段階があったことは明らかであろう。西晉の場合、郡縣公を除いてすべて同位とされているが、しかしこれにも實質的には差等が設けられていたのではないかと類推する所以である。特に秩

奉額においては、封戸の標準數に差のある以上、當然格差がつけられていたと考えて然るべきであろう。^④

然らば縣伯爵の場合は品秩第三待遇と推定されようが、晉書職官志を見ると

光祿大夫、……食奉日三斛。太康二年、始給春賜絹五十匹、秋絹百匹、縣百斤。

とある。光祿大夫は通典の「晉官品」の項によれば第三品とされているから、三品官の奉は「日に三斛」であり、年奉は千八十斛となろう。先の計算方法によって、封戸數から縣伯の奉祿を算出すると

「七斛×百二十(戸)＝八百四十斛」

「二斛×百二十(戸)＝二百四十斛」

故に縣伯の奉は「八百四十斛＋二百四十斛＝千八十斛」

となつて、職官志によるものと一致するのである。^⑤

初學記に引かれた「晉故事」とは、晉書卷三十刑法志に

凡律令合二千九百二十六條、十二萬六千三百言、六十卷。故事三十卷。泰始三年、事畢表上。

とあるものであるが、隋書經籍志には「晉故事四十三卷」と記載されていて、卷數に異同がある。これについては、すでに先學の指摘しておられるところであるが、太平御覽卷八百十二珍寶部十一銀の項に引かれた「晉故事」に、成帝の咸康元年(335)の記載が見えることなどから、晉故事は最初律令とともに泰始三年(267)に三十卷として撰定されたが、のち次第に加筆補修されて四十三卷になったものと考えられる。

ところで、初學記寶器部絹の項に引かれた「晉故事」逸文が、どの時點で撰定された晉故事であるかということであるが、先に挙げた晉書職官志に

諸公、及開府位從公者、品秩第一、食奉日五斛。太康二年、又給絹春百匹・秋絹二百匹・縣二百斤。

とあった。すなわち「太康二年に又絹春百匹、秋絹二百匹、縣二百斤を給した」というのであるが、初學記所引「晉故事」を基にした算定によれば、諸公の秩は絹二百匹であった筈である。

當時（西晉成立の初期）官吏の奉祿が低く、これが屢々問題となっていたと思われることは、晉書卷一武帝紀の泰始三年九月の條に、詔して

古者、以德詔爵、以庸制祿。雖下士猶食上農、外足以奉公忘私、內足以養親施惠。今在位者、祿不代耕。非所以崇化之本也。其議增吏俸。

と述べ、官吏の俸祿の増額について討議することを命じており、また同じく咸寧元年（275）の條に「以奉祿薄、賜公卿以下帛有差。」とあることなどによってわかる。したがって太康元年（280）の平吳によって天下を統一したのを機會に、奉祿を増額したのは蓋し當然の措置であろう。品秩第一の諸公についても、太康二年を期して、秩を絹二百疋から

「絹春百匹、秋絹二百匹、縣二百斤」に増額したものと考えられよう。なお品秩第二・第三の場合は

太康二年、始賜春服絹五十匹・秋絹百五十匹・縣一百五十斤。

などとあるように、始めて給賜されたのであるから、太康二年の前には、秩としての絹綿の支給はなかったであろう。^⑧

このように考えて來ると、初學記寶器部絹の項所引「晉故事」は、太康元年の平吳に伴う秩奉の改定以前に、——恐らくは西晉初期の泰始中（265—274）に撰定された部分であることに間違ひはなく、或いは泰始三年の最初の撰定になる部分であったかも知れぬ。

然りとすれば、所謂、占田・課田制が全國的、體系的に整備されたのは太康元年以後であるとしても、その端緒となつたものはすでに泰始中に（或いはまさに泰始三年に）存在していたという事にならう。曹魏の民屯田を管掌していた典農官廢止令が出されたのは咸熙元年（304）の事であり、同時に舊屯田民を一般庶民同様、郡縣組織に編入し、「均政役」とすべきことが指示され、さらにその翌々年、つまり魏から晉への禪讓の行なわれた年の翌年（泰始二年）に申ねて農官

を廢止すべきことが令されている。^⑤（典農部屯田の事實上の制度的廢止は泰始二年であつたと思われる。）而して、その直後の泰始中に占田・課田制の端緒がすでに始まっていたとすれば、所謂、占田・課田制なるものが、新王朝のもと、典農部屯田の制度的廢止という事態の跡を受けて施行された新田制（であり、またその上に立った税制）であつたことを明らかに示している、と考へて差し支えなからう。

註

① 天野元之助「西晉の占田・課田制についての試論」（人文研究八の九、一九五七）

② 越智重明「魏晉南朝の政治と社會」第二編第四章第六節「國秩」（一九六三）

③ 帝追「思況勳。詔曰、……可_レ以郡公官屬送葬。」（晉書卷三十九 王沉傳）

④ 晉書卷十四地理志上には

其餘縣公、邑千八百戶、地方七十五里。大國侯、邑千六百戶、地方七十里。次國侯、邑千四百戶、地方六十五里。大國伯、邑千二百戶、地方六十里。次國伯、邑千戶、地方五十五里。大國子、邑八百戶、地方六十五里。次國子、邑六百戶、地方四十五里。男、邑四百戶、地方四十里。

とあり、大國・次國の別が見えている。同じく地理志上に

公侯邑萬戶以上、爲_二大國_一。五千戶以上、爲_二次國_一。不滿二千戶、爲_二小國_一。

とあるのを併せ考へれば、縣公以下すべて大國や次國に該當す

るものはない筈で、些か明らかでなくなるのであるが、恐らく、この大國・次國というのはそういう制度的なものではなく、公侯伯子男の標準封戸數の各段階の間に、これに準ずるもう一つの段階を設け、次國と呼んだという程のものである。太平御覽所引「魏志」には男爵にのみ次國があり、晉書では却つて男爵に次國がないのは、或いは最初は男爵にのみ次國の制を設けていたのを、のち子・伯・侯にも擴大し、男爵においては却つて實際上次國がなくなつたために、このような記録が残つたものであらうか。

⑤ 吉田虎雄「晉の田租及戸調」（東亞經濟研究二六の三、一九四二）

⑥ 西嶋定生「魏の屯田制」（東洋文化研究所紀要一〇、一九五六）

⑦ 鈴木俊「占田・課田と均田制」（中央大學七十周年記念論集一九五五）

⑧ 唐長孺「西晉田制試釋」（「魏晉南北朝史論叢」所收、一九五五）

⑨ 越智重明前掲著書（第二編第一章「屯田の廢止と税制」第四章「五等爵制」）

⑩ 「盡」と訂すべきかも知れぬ。明らかにし難い。

⑪ 晉書卷百九慕容皝載記に

魏晉雖道消之世、猶創百姓、不至於七八。持官牛田一者、官得三分、百姓得四分。私牛而官田者、與官中分。百姓安之、人皆悅樂。

とあり、晉代にも「六官四民」「五官五民」の佃科の行なわれていたことが伺われる。屯田の系譜を繼ぐ「課田」の徵收率を示すものであらう（従つて、畝收數斛ならば、徵收すべき租額は僅に一斛を上廻るとすべきである）。なお詳細は拙稿「西晉の田制と税制」（史觀第七三冊一九六〇）を参照されたい。

⑫ 「男子一人占田七十畝、女子三十畝。」

というのは、丁男女の規定とは關りなく、戸内の男女各一人に各々七十畝、三十畝の占有を認めたものと考えられる。従つて一戸當り百畝の「占田」と解されよう。なお「占田」は嚴密には「田を占せしむ」と讀むべきであり、私的な占有地を申告させて公認することであつたと考える（參照拙稿「西晉の田制と税制」）。

⑬ 「諸侯に屬するもの」についてまず最初に、「皆減租穀畝一斗。計所減、以増諸侯。」と記して課田の佃科の一部を諸侯に増すべきことを説いているのは、冒頭の課田規定に對應するためであらうか。

⑭ 「三」と「二」の誤寫の如きは屢々見られるところであらうが、もともと「絹戸三疋」と書かれていたところへ、誤まつて

「絹」「戸」の間に「二」を挿入したとは考え難い。私見のごとく「戸」を誤字と考え、「三」と「二」を誤寫と見る方が自然であらう。「三之二」とか「三之一」という用法は古來往々に見られるところである。

なお、先に舊稿（「西晉の田制と税制」）において、「戸」を「子」の誤りではないかと注記しておいたが、本稿の如く訂正したい。

⑮ 晉書職官志に「尚書令、……食奉月五十斛。」とある。通典の「晉官品」によれば、尚書令は第三品である。本文に示した光祿大夫もまた第三品であるが、この方の年奉は千八十斛であつて、同じ品秩でも奉祿に差のある場合のあつたことがここでも伺われる。

⑯ なお縣子・男についても同様の方法で、それぞれ七百二十斛、三百六十斛などと奉額の推定することは可能であるが、品秩第四以下のものの食奉の記載は見えないので、これを檢證することは困難である。

⑰ 唐長孺、前掲論文。

⑱ 然りとすれば、秩として絹を支給する旨を規定した「晉故事」は、諸公を基準としたものであり、開國侯・伯のごときはこの規定を準用したものと解されよう。

⑲ 是歲、罷屯田官。以均民政役。諸典農皆爲太守、都尉皆爲令長。（魏志卷四陳留王紀 咸熙元年の條）

⑳ 罷農官、爲郡縣。（晉書卷三武帝記 泰始二年の條）

㉑ 西嶋定生、前掲論文